

水洗便所等改造資金・融資利子助成制度・補助金制度

皆さんが、すみやかに水洗便所へ改造していただけるよう、本市では融資あっせん利子助成制度と補助金制度をご用意しております。下水道等へ接続をお考えの方で、資金でお悩みの方は、ぜひご利用下さい。

◆融資のあっせん、補助金を受けることができる方（次のすべてがあてはまる方）

1. 公共下水道処理区域内及び農業集落排水事業区域内で所有しているもしくは所有者の同意を得た一般住宅で、申請者本人が住んでいる家の水洗化等の工事をされる方
2. 市税、国民健康保険税、水道料金、下水道受益者負担金等を滞納していない方
3. 供用開始の告示から、くみ取り便所の水洗化は3年以内に、排水設備の設置または改造は1年以内に工事を行う方（ただし、当分の間は、下水道等接続推進のための経過措置として、この期間を経過していても交付の対象とします）

◆申請受付

融資あっせん制度、補助金制度は、工事の申請に合わせて随時受け付けます。融資・補助金決定後に、下水道等の接続工事を「排水設備指定工事店」にお申込みください。指定工事店では排水設備工事と工事に必要な書類の手続きをしています。

融資利子助成制度

くみ取り便所を水洗化する方や排水設備の設置または改造する方で、工事費用に要する資金の融資を希望される方を対象に、市が取扱金融機関に融資をあっせんするとともに、その利息に相当する金額を負担する制度です。なお、新築等に伴う工事は対象外です。

◆ご利用内容

単 位	金 額	返 済 方 法	利 子
申請1件につき	10万円～90万円以内 (1万円単位)	貸付の翌日から5年以内で 毎月元利均等返済	利子分を市が負担しますので、 実質0パーセントとなります

※ご利用の方は、金融機関へ毎月、元金と利息を含めた金額をお支払いしていただきます。

※利子助成 ご利用者の利息分を年1回（4月）金融機関の申請人口座へ振り込みます。

◆取扱金融機関で融資の審査

取扱金融機関では、融資に適合するか審査を行います。詳しくは取扱金融機関へ直接お尋ねください。

◆取扱金融機関

名張市上下水道部経営総務室にお尋ねください。

補助金制度

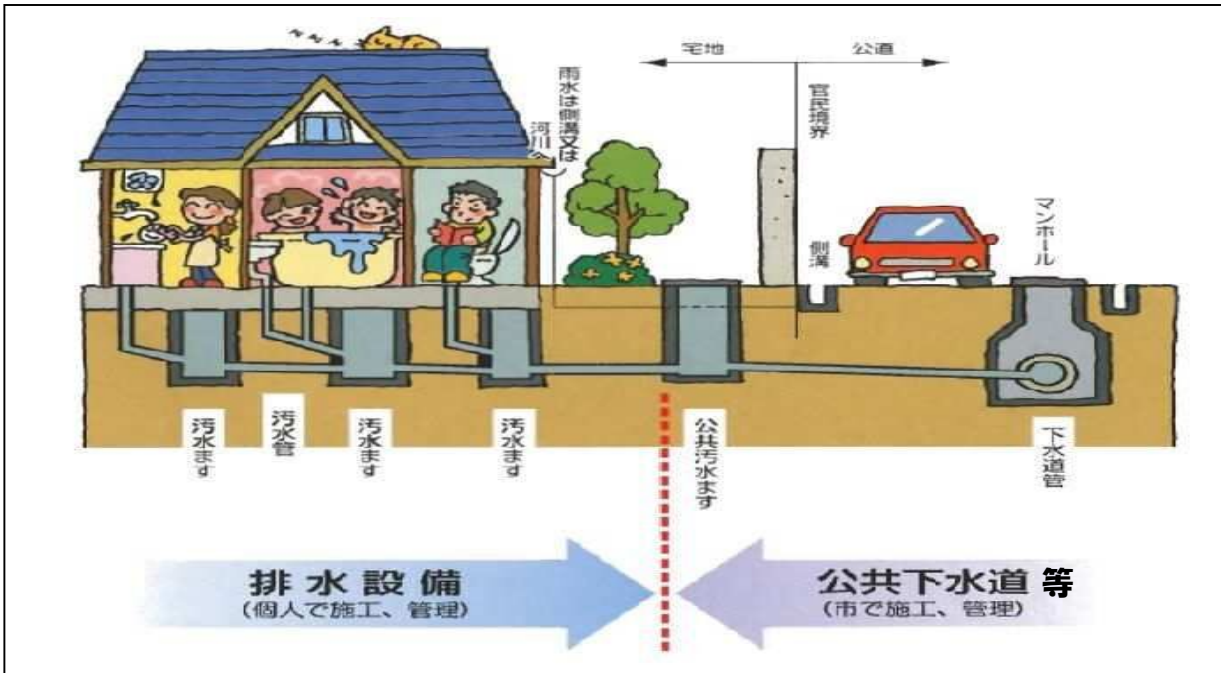
くみ取り便所を水洗化する方や排水設備の設置または改造する方に、その工事費用の一部を補助する制度です。なお、新築等に伴う工事は対象外です。

◆補助対象（次の条件を満たす世帯）

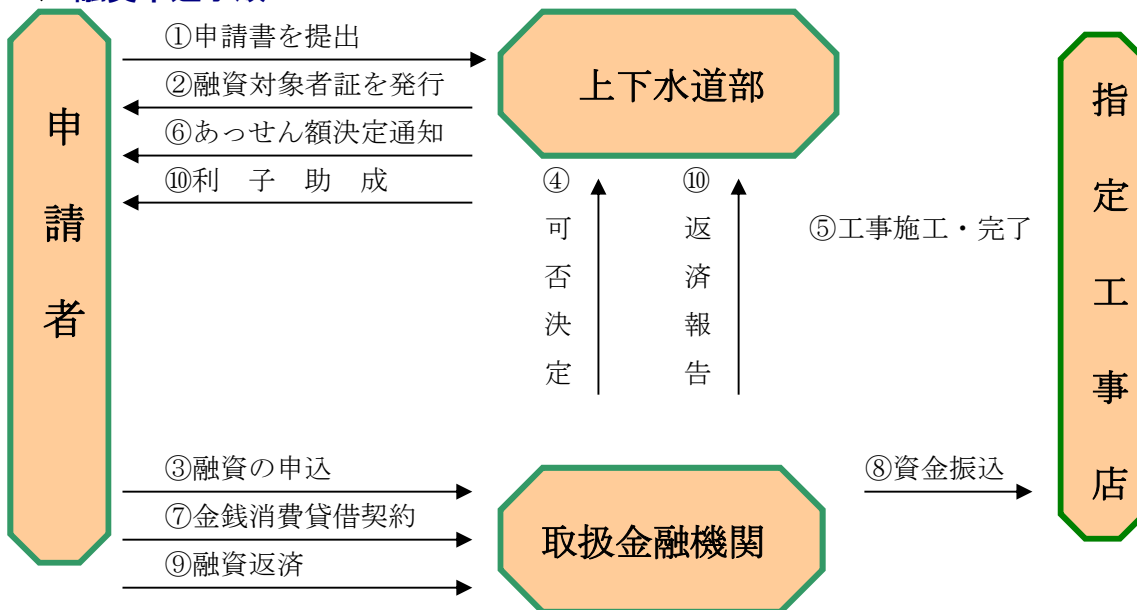
対 象 世 帯		条 件	補 助 金 額
生活保護世帯	生活扶助を受けている世帯	生活扶助を受けていること	最高60万円
高齢者世帯	構成者が満65歳以上の方だけの世帯	世帯全員の市民税が 非課税であること	最高30万円
一人親世帯	子供が18歳未満の母子、父子世帯		
障害者世帯	障害者手帳の保持者が属する世帯		

◆ 排水設備とは

排水設備とは、ご家庭の台所、洗濯、風呂、便所（水洗）等から出る汚水を公共下水道等に流すために設ける排水管や汚水ますなどの施設をいい、各個人が設置し管理していただくものです。



◆ 融資申込手順



お問合せ先

〒518-0413 名張市下比奈知2820番地

名張市上下水道部

融資あっせん・補助金担当

経営総務室 Tel.0595-63-4114

排水設備担当

下水道維持室 Tel.0595-63-7102